

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	清水整形外科 医院	4611910144	鹿児島県霧島市国分山 下町1654番地5	一般病床 19 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床] 精神病床 床 感染症病床 床 結核病床 床

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
ディサービス	鹿児島県霧島市国分山下町16 54番地5	

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7年 5月20日 令和 6年度決算の決定
平成 7年 5月20日 令和 7年度事業計画及び収支予算の決定

- (5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

- (6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

- (7) そ の 他

様式 2

法人名 医療法人 清光会
所在地 鹿児島県霧島市国分山下町1654番地5

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

財 産 目 録
(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	327,091 千円
2. 負 債 額	78,303 千円
3. 純 資 産 額	248,788 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	65,482
B 固 定 資 産	261,609
C 資 産 合 計 (A + B)	327,091
D 負 債 合 計	78,303
E 純 資 産 (C - D)	248,788

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 4

法人名 医療法人 清 光 会
所在地 鹿児島県霧島市国分山下町 1 6 5 4 番地 5

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	65,482	I 流 動 負 債	18,884
II 固 定 資 産	261,609	II 固 定 負 債	59,419
1 有 形 固 定 資 産	11,264	負 債 合 計	78,303
2 無 形 固 定 資 産	4,287	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	246,058	科 目	金 額
		I 資 本 金	5,000
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	243,788
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	248,788
資 産 合 計	327,091	負債・純資産合計	327,091

様式 4－2

法人名 医療法人 清 光 会
所在地 鹿児島県霧島市国分山下町1 6 5 4 番地 5

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 3 1 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	143,704
2 事業費用	171,221
本来業務事業損失	27,517
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	27,517
II 事業外収益	1,402
III 事業外費用	63
経常損失	26,178
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	26,178
法人税等	72
当期純損失	26,250

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人 清光会
所在地 鹿児島県霧島市国分山下町1654番地5

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員の近親者が代表 者である法人	㈱ウツボ企画 (注)1	鹿児島県鹿児島市	346,929	不動産の賃借等	不動産の賃借	不動産の賃借 (注)2	16,800	未払金	1,392

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 当法人理事長清水恒光の が代表取締役である法人。

(注) 2. 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員			不動産の賃借	賃借料の支払い (注) 1	2,400	未払金	8,439
役員			不動産の賃借	賃借料の支払い (注) 1	1,200	未払金	5,600

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 清光会

理事長 清水 恒光 殿

私は、医療法人 清光会の令和 7 会計年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和 8 年 5 月 20 日

医療法人 清光会

監事 中崎 隆穂